令和7年度 栗東市国民健康保険税額試算表

1. 医療保険分 (単位:円)

①所得割	(所得金額-43万円)	×	7.00%	=	
②均等割	29, 700円	×	人	=	
③平等割	20, 300円	×	1世帯	=	
			①~③合	計	

↓ 100円未満切捨て

最高限度額 660,000円

医療分年税額(A)

○均等割、平等割の軽減規定	均等割	平等割
7割軽減···基礎控除(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	8,910 円	6,090 円
5割軽減···基礎控除(43万円)+(被保険者数×30.5万円)+10万円×(給与所得者等の数一1)以下	14,850 円	10,150 円
2割軽減…基礎控除(43万円)+(被保険者数×56万円)+10万円×(給与所得者等の数一1)以下	23,760 円	16,240 円
軽減無1.	29 700 円	20 300 ⊞

2. 後期高齢者支援金分

(単位:円)

<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
①所得割	(所得金額-43万円)	×	2. 68%	=	
②均等割	11, 300円	×	人	=	
③平等割	7, 700円	×	1世帯	=	
•			①~③合	計	

↓ 100円未満切捨て

最高限度額

支援金分年税額(B)

260,000円

〇均等割、平等割の軽減規定	均等割	平等割
7割軽減…基礎控除(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	3,390 円	2,310 円
5割軽減…基礎控除(43万円)+(被保険者数×30.5万円)+10万円×(給与所得者等の数一1)以下	5,650 円	3,850 円
2割軽減…基礎控除(43万円)+(被保険者数×56万円)+10万円×(給与所得者等の数一1)以下	9,040 円	6,160 円
	11,300 円	7,700 円

3. 介護保険分年齢が40歳~65歳未満の方には合わせて課税されます。

(単位:円)

MAN IN THE SAME	•				
①所得割	(所得金額-43万円)	×	2. 25%	=	
③均等割	12, 100円	×	人	=	
③平等割	6, 100円	×	1世帯	=	
			①~③合	·計	

↓ 100円未満切捨て

最高限度額

介護分年税額(C)

170,000円

〇均等割、平等割の軽減規定	均等割	平等割
7割軽減…基礎控除(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	3,630 円	1,830 円
5割軽減···基礎控除(43万円)+(被保険者数×30.5万円)+10万円×(給与所得者等の数一1)以下	6,050 円	3,050 円
2割軽減…基礎控除(43万円)+(被保険者数×56万円)+10万円×(給与所得者等の数一1)以下	9,680 円	4,880 円
軽減無し	12,100 円	6,100 円

|--|

※給与所得者等・・・給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金等の支給を受ける方 (65歳未満:公的年金収入が60万円を超える方/65歳以上:公的年金収入が110万円を超える方)を指します

※65歳以上の方は公的年金所得から15万円を控除して軽減判定をします。

※未就学児(6歳に達する日以後の3月31日までの間にある人)の方については均等割を2分の1にして計算してください。